

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第18号

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例(平成12年相模原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「36,300円」に改め、同項第2号中「43,200円」を「47,900円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「55,100円」に改め、同項第4号中「57,600円」を「63,800円」に改め、同項第5号中「72,000円」を「79,800円」に改め、同項第6号中「79,200円」を「87,800円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「90,000円」を「99,800円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「108,000円」を「119,700円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「122,400円」を「135,700円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「144,000円」を「151,600円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に、「10,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第11号中「165,600円」を「199,500円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号の次に次の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 167,600円

ア 合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 183,500円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。 )又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 191,500円

ア 合計所得金額が7,200,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。 )に該当する者を除く。)

第8条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,700円」に、「36,000円」を「38,700円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,700円」とあるのは、「54,700円」と読み替えるものとする。

第10条第3項中「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」を「若しくは第5号ロ又は第8条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10

号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第9号まで」を「第5号まで又は第8条第6号から第13号まで」に改める。

第14条第4号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条及び第10条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の第14条第5号の規定は、普通徴収の方法によって徴収する納期又は特別徴収の方法によって徴収する日がこの条例の施行の日以後である保険料の減額又は免除について適用する。